

# 団体貸出利用案内

杵築市内の学校・施設・その他の団体で、杵築市立図書館の資料を利用したい場合には、団体貸出を利用することができます。

## 《対象団体》

- ① 市内の教育機関・施設・法人等または②10人以上で構成されている市民団体で、杵築市立図書館団体貸出要項第2条に該当する団体

## 《貸出資料の範囲・冊数・期間》 ～3館（室）合わせて～

- ① の団体…図書・紙芝居 200冊 2か月
- ② の団体…図書・紙芝居 50冊 1か月

※期間内でも、個人の利用者から予約が入った場合は返却をお願いすることがあります。

※新着本は団体貸出対象外です。

## 《登録》

団体貸出を利用するには利用者登録が必要です。「杵築市立図書館団体貸出利用登録申込書」（様式第1号または様式第2号）を提出してください。申込書受付後、登録が完了するまで数日間を要します。

有効期間は、登録をした年度の3月31日までです。更新希望の場合は年度毎に申込書を提出してください。

## 《利用者カード》

登録完了後、1団体につき1枚、利用者カードをお渡しします。団体貸出利用の際は必ずカードを持ってきてください。

## 《貸出・返却》

**貸出** ○本館の団体書庫資料及び開架資料…本館カウンター

※自動貸出機は使えません。

○山香図書室の開架資料…山香図書室カウンター

○大田図書室の開架資料…大田図書室カウンター

**返却** ○本館の団体書庫資料及び開架資料…本館カウンター

○山香図書室の開架資料…山香図書室カウンター

○大田図書室の開架資料…大田図書室カウンター

※いずれの図書館（室）の資料もブックポストには入れないでください。

### 《選書・運搬》

選書・運搬は団体各自でお願いします。

※団体書庫資料の選書を希望する場合は、来館の予約が必要です。ただし、図書館業務の都合により、希望の日時に利用できないこともあります。

☆閉架書庫資料についてはご相談ください。

### 《資料の予約・リクエスト》

資料の予約・リクエストはできません。

### 《貸出期間延長》

期間の延長はできません。期限までに返却いただけないときは、貸出停止になることがあります。

### 《紛失・汚損》

団体の責任で、弁償していただきます。

### 《その他》

ホームページ等で「杵築市立図書館団体貸出要項」を確認のうえご利用ください。 (<http://www.ideastore-kitsuki.com/>)

お問い合わせ

杵築市立図書館 本館 tel.0978-62-4362

2019.3.18